

# I 第19回WGの意見等報告

平成27年11月13日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

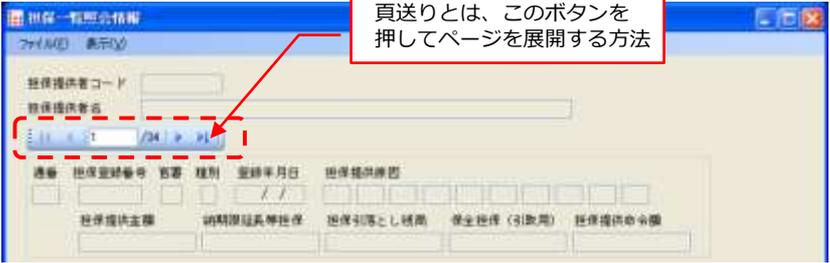




# 1. 第19回WGの意見等報告（1）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応<3>	<p>（意見）（海上 物流等WG委員） マイナンバー（法人番号）が輸出入者コードとなれば、JASTPROコードの更新をしない輸出入者が出てくるものと考えられ、英文による社名入力から、マイナンバー（法人番号）を検索する機能は、NACCSとして必須と思われる。</p> <p>（意見）（海上 通関WG委員） ①「法人番号情報照会（IIE01）」業務で会社名からNACCSで法人番号がわかるようにして頂きたい（国税庁のサイトで検索するのは時間の無駄。） ② 法人番号のある会社に関しては、税関発給コードが次期NACCSでも継続して使用できないか。今まで無料だったのに今後社名変更になった際に、通関業者の手間を無くすためにJASTPRO（有料）に入り変更するというのは、輸出入者も承服しかねる可能性がある。 ③ 従来の輸出入者コード（税関発給、JASTPRO）と法人番号の紐づけ（有料）の依頼をJASTPRO等からお願いできないか？②でも記載したが通関業者の手間を無くすために、輸出入者が紐づけの依頼（有料）をしない可能性がある。 ④ 法人番号と従来の輸出入者コードを紐づけた場合、今までの税関システム内の通関の実績のデータも紐づくのか？また、税関発給コードからJASTPROに変更した場合も過去の蓄積は生かされるのか？生かされなければ審査区分が「2」「3」となりスムーズな通関ができにくくなることを懸念する。</p> <p>（意見）（関係団体）（海上 物流等WG委員） ① 現在の税関発給コード利用荷主に対して、 ・ 関税消費税の延納・口座利用不可 ・ NACCSにおける他法令届出不可 ・ 回避策は有償JASTPRO登録のみ となると、税関発給コード利用荷主の不利益だけでなく、通関業者の業務運営にも支障が出ることとなる。税関発給コード利用者に対する不利益が無い様、改善を望む。 ② 税関発給コードによる口座利用が不可となると、現状でも行われているが、通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替えるケースが増加する懸念があるのではないかと？ ③ 通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替える事は不可能となるのか？</p> <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） NACCS登録の有無に関わらず法人番号による申告が必須であれば、運用は困難と考える。また、昨今の情報漏えいへの危惧から、輸出入者への確認行為自体が出来ないケースも発生すると思われるため柔軟な運用が必要と考える。</p> <p>（意見）（関係団体） ① 2017年10月から法人番号を入力する企業は、法人番号、英語表記のない社名、住所だけの国税庁DBでの運用になるが、国税庁DBは法人番号を入力しても社名が表示されない、また社名、住所の英語表記が登録されない仕様となっているため、通関業者の誤入力に繋がるリスクが極めて高いことが懸念される。 ② 申告控だけではなく、許可通知の出力情報に関しても、変換後の法人番号とともに入力したJASTPROコードを表示していただきたい。 ③ 現在、商社各社は一般申告とAEO申告について、JASTPROコードを複数使い分けて運用しているが、JASTPROによるJASTPROコードと法人番号は1：1で紐付けるとのことだが、どのように紐付けていくのか。</p> <p>（意見）（関係団体）（航空通関WG委員） WGでも話があった通り輸出入者コードとして法人番号を導入することについては、ソフトランディングさせる必要があり、2年後の更改時点からマイナンバー記載を義務化するのではなく、一定期間（数年）の暫定期間が必要だと考える。なお、この間、JASTPRO番号と税関発給コードは併用できる期間とし、無符号も対応可能とし、そのうえでマイナンバーが社会に十分に根差したと思われる時期を見て義務化に移行させるよう検討願いたい。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応&lt;4&gt;」においてご提案致します。</p>

# 1. 第19回WGの意見等報告（2）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
2	資料3	輸出入申告官署の自由化<3>	<p>（意見）（関係団体）（海上物流等WG委員）</p> <p>非蔵置官署に申告の結果、検査扱いとなった際、検査の立ち会いを他の業者に委託する場合に当該検査の立会者のNACCS利用者コード（5桁）を入力する。なお、「検査立会者は通関業者に限るものではない（非蔵置官署への申告の場合のみ入力可能）。」となっているが、貨物の蔵置場所がA地域でA地域以外の通関営業所よりA地域を管轄する税関官署へ申告する場合は対象外なのか。</p>	<p>貨物の蔵置場所がA地域でA地域以外の通関営業所よりA地域を管轄する税関官署へ申告する場合、検査立会者欄への入力が可能です。</p>
3	資料4	「担保照会（IAS）」業務の改善	<p>（意見）（関係団体）</p> <p>照会結果画面について、頁送りになっているが、電文は分割されているのか。</p>  <p>照会結果を自社システムに取り込みたいため、もし分割されているのであれば、一電文で送信していただきたい。</p>	<p>WG資料に記載している照会結果画面については、パッケージソフトの画面イメージです。照会結果の電文自体は、分割することなく一電文で送信されます。</p>
4	—	通関関係書類の電磁的記録（PDF）による提出	<p>（意見）（関係団体）（海上通関WG委員）</p> <p>① 会計検査院提出用の表示「G」がB P時とI B P時にも出るが、納税が確定するI B P時のみに会計検査院用原本の提出が必要にしてほしい。（B P時に「G」表示が出ないようにしてほしい。）</p> <p>② B P時に3MB使用してしまうと、I B P時に追加資料をMSXで送信する必要がある場合に容量不足でMSXが使用出来なくなる。B PとI B Pとは容量制限を別枠にして欲しい（次期で10MBに拡大したとしても、I B PがB Pと同じ枚数になる可能性もあるのでやはり別枠が望ましい。）</p> <p>③ I S時にG S Pを提出し、I S W時にはG S Pが無い状態であるが、「G」が付いている。Gの表記は不要ではないか。</p> <p>④ MSX不可の申告のものについてMSXをしてしまった際に、送信エラーになるようにしてほしい。</p> <p>具体例としては、租税特別措置法第90条の2のみな揮発油の特定用途免税を適用する申告に申告したら区分2となった為、MSXを使用して書類を提出した。しかし、MSXで書類提出が認められない申告であった事に通関担当者が気づき、税関へ連絡しMSXにて提出したデータの削除を行った後に書面にて提出を行った。NACCSでの手続はMSX対象業務のI DCを使用する為、MSX時に業務メッセージには“COMPLETION”と完了の表記がされるが、今回のようなMSXで書類提出が不可のような申告についてMSXが送信不可とする仕様となれば、この様な誤りを防ぐことが可能となると考える。</p>	<p>① 表示「G」の判定はI DC業務及びI DE業務時に実施されます。B Pには、I B Pで変更がない3日B Pがある（= I DE業務を実施しない）ことから、B P申請（I DC）時点での判定は必須です。そのため、システム対応は困難です。</p> <p>② B PとI B Pは一つの申告番号（枝番は異なる）としているため、B PとI B Pで容量制限を別枠とする等のシステム対応は困難です。</p> <p>③④ 原本提出「G」判定について、申告種別ごとに処理を分岐させるためには、複雑な仕組みを構築する必要があることから、システム対応は致しません。</p>

# 1. 第19回WGの意見等報告（3）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
5	—	原産地証明書識別の4桁化	<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）                      原産地証明書識別については、「提案どおり進めるのでご理解いただきたい。」とのことだが、実際に入力業務を行う通関業者と合意形成されておらず、議論の継続が必要である。</p>	<p>今回のWG「原産地証明書識別の4桁化」においてご提案致します。</p>
			<p>（意見）（関係団体）                      原産地証明書識別4桁の入力方法に関しては、入力時間の短縮、誤入力を回避する目的から、各コードの説明を短くした上でプルダウンメニューとしていただきたい。</p>	
			<p>（意見）（関係団体）（航空通関WG委員）                      現状の1桁から4桁に増やす必要があるのか再検討をお願いしたい。                      第18回WGにおける意見報告を確認したが、2桁の原産地符号の後に2桁の原産地種別符号がはいる並びになっているが、この原産地種別符号は不要に思われる。</p>	
6	—	申告識別符号（個人あて等）	<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）                      申告識別符号（個人あて等）の提案が見直し予定のまま保留されているが、どうなっているのか。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応&lt;4&gt;」においてご提案致します。</p>